



令和6年度

施設等の利用に関する Q&A





目次

子ども・子育て支援新制度について

- Q1. 子ども・子育て支援新制度が始まり、何が変わったのですか？ 4
Q2. 「新制度の幼稚園」と「従来どおりの幼稚園」の違いはなんですか？ 4

入所申込みについて

- Q3. 保育所を選ぶにあたり事前に見学はできますか？ 4
Q4. 誰でも子どもを保育所に預けてもいいのでしょうか？ 4
Q5. 「保育を必要とする事由」とはなんですか？ 4
Q6. 利用の申込みは、先着順ですか？また、利用の予約は行っていますか？ 5
Q7. 保育所の入所はいつですか？4月からしか入所できないのでしょうか？ 5
Q8. 妊娠しました。子どもが生まれる前から申込みはできますか？ 5
Q9. 入所までの流れを教えてください。 5
Q10. 保育所選びはどうしたらいいですか？ 6
Q11. 希望の保育所には入れるのでしょうか？ 6
Q12. 就労証明書は、会社を書いてもらうものなのですか？ 6
Q13. どの保育所をいくつ希望するかで、入所の選考に影響はありますか？ 6
Q14. 入所できなかった場合、どのようにすればよいのでしょうか？ 7
Q15. 転園申込みは、在籍している保育所を退所しないとできませんか？また、転園が決まった後にキャンセルはできますか？ 7
Q16. 保育所の申込みをしたら支給認定証交付通知書（2号・3号）が送られてきました。保育所の利用が決まったということですか？ 7
Q17. 現在育児休業を取得していて、職場復帰を控えています。職場復帰のどのくらい前から、保育所に入所できますか？ 7
Q18. 上の子が入所している保育所に0歳児クラスの空きがないので育休を延長するつもりです。会社に提出するため、「入所ができなかった旨の記載された通知」が欲しいのですが？ 8
Q19. 3歳児未満の利用者負担金（保育料）はいくらなのでしょうか？
公立保育所と私立保育所では金額が違うのですか？ 8
Q20. 『公立の保育所』と『私立の保育所』は、どう違うのですか？ 8
Q21. 『認可保育園』と『認可外保育園』は、どこが違うのですか？ 8
Q22. 祖父や祖母と同居していますが、保育所の申込はできますか？ 8
Q23. 子どもの発達に心配があるけど、それでも保育所に預けられるのでしょうか？ 9
Q24. 妊娠しました。出産するまでは他の兄弟を保育園に預けられますか？ 9

入所後について

- Q25. 「ならし保育」（入所直後の短時間保育）を行っていますか？ 9
Q26. 「ならし保育」ってどのようなものですか？ 9
Q27. 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？ 9





| | | |
|------|---|----|
| Q28. | 利用開始後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？ | 10 |
| Q29. | 当初申請した事由から変更になる場合、手続きが必要ですか？ | 10 |
| Q30. | 保育所で子どもの具合が悪くなったらどうなるの？ | 10 |
| Q31. | 子どもが風邪をひいたときは、保育所等に預けられないのですか？ | 10 |
| Q32. | 3歳になり3号認定から2号認定に切り替わったら、翌月から利用者負担金（保育料）は変更になりますか？ | 10 |
| Q33. | 欠席した場合、利用者負担金（保育料）は日割計算されますか？ | 11 |
| Q34. | 在園中に下の子を出産しますが、上の子は継続して保育所を利用できますか？ | 11 |
| Q35. | 月途中で短時間認定から標準時間認定に切り替わる等、月途中で保育必要量や認定区分が変更した場合、利用者負担金（保育料）はいつから変わりますか？ また、実際の利用の取扱いはどうなりますか？ | 11 |
| Q36. | 保育所等を利用する際に利用者負担金（保育料）以外にも費用はかかるのですか？ | 11 |
| Q37. | 利用者負担金（保育料）を支払えない場合は、どうすればいいですか？ | 11 |
| Q38. | 保育所を退所するときは、届出は必要ですか？ | 11 |
| Q39. | 子どもに食物アレルギーがある場合、除去食などの対応をしてもらえますか？ | 11 |
| Q40. | 保育所等で投薬（与薬）を行っていますか？ | 12 |
| Q41. | 延長保育を利用する基準はありますか？ | 12 |
| Q42. | 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、保育所の申込みはできますか？ | 12 |
| Q43. | 第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？ | 12 |
| Q44. | 母親の出産のため子どもが保育所に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか？ | 13 |
| Q45. | 離婚等により母子（父子）家庭になりましたが、保育料は変わりますか？ | 13 |
| Q46. | 毎月の保育料以外に費用は必要ですか？ | 13 |
| Q47. | 確定申告（修正申告等）で税額が変更になりました。利用者負担金（保育料）は変わりますか？ | 14 |
| Q48. | 久喜市以外の保育所等に入所できますか？ | 14 |
| Q49. | 保育所ではどんな持ち物が必要なのでしょうか？ | 14 |
| Q50. | 土日や祝日も保育所はやっていますか？夏休みや冬休みはあるのですか？ | 14 |
| Q51. | 保育所はどのような服装でいったらよいのでしょうか？ | 14 |
| Q52. | みなさん送り迎えはどうしているのでしょうか？ | 15 |
| Q53. | 保育園に入所した後も提出する書類はありますか？ | 15 |





子ども・子育て支援新制度について

Q1. 子ども・子育て支援新制度が始まり、何が変わったのですか？

A1. 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、保育認定、教育標準時間認定などの「認定」を受け、認定に応じて利用先（保育所・幼稚園・認定こども園等）を選択していく仕組みが導入されました。これに伴い、利用者負担（保育料）も、保護者の市民税所得割・均等割額に応じたものとなります（保育認定・教育標準時間認定別ですが、どの施設を選択しても、基本的に同じ利用者負担です）が令和元年10月より3歳児以上児は無償化となります。ただし、幼稚園の場合、新制度に移行していない従来どおりの幼稚園もあります。

Q2. 「新制度の幼稚園」と「従来どおりの幼稚園」の違いはなんですか？

A2. 幼稚園に直接申し込むことは、どちらも変わりません。新制度の幼稚園では、その後、教育標準時間の認定を受けるための申請を行います。新制度に移行していない従来どおりの幼稚園では、認定を受ける必要はなく、保育料は、施設が定めた額となります。（就園奨励費補助金が受けられます。）

入所申込みについて

Q3. 保育所を選ぶにあたり事前に見学はできますか？

A3. 久喜市では、希望する保育所等については、必ずお子様と一緒に見学していただきます。見学の日時については、直接電話で保育所等へご確認ください。

Q4. 誰でも子どもを保育所に預けてもいいのでしょうか？

A4. 保育所は誰でも利用できるというわけではありません。久喜市に住所があり、保護者が仕事に就いているなど「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

※ 久喜市外に住所がある方が久喜市内の保育所等を希望する場合は、保育所等利用手続きのご案内の31ページをご確認ください。

Q5. 「保育を必要とする事由」とはなんですか？

A5. いくつかのケースがあります。

- (1) 就労【月64時間以上】
（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労を含む）
- (2) 妊娠、出産【産前6週、産後8週以内】
- (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居の親族（長期入院等している親族を含む）の介護・看護





- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動【90日以内】(起業準備を含む)
- (7) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- (8) 虐待、DVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、1から9までに類する状態として、市が認める場合

Q6. 利用の申込みは、先着順ですか？また、利用の予約は行っていますか？

A6. いいえ。利用の決定は先着順ではありませんので、締切日までに申込みいただければ同じ条件で選考をします。また、久喜市では利用予約を受け付けておりません。

Q7. 保育所の入所はいつですか？4月からしか入所できないのでしょうか？

A7. いいえ。4月だけではなく、毎月の入所の受付も行っております。原則入所月の1日が入所日です。月の途中から通所しても一か月分の保育料は支払う必要があります。

Q8. 妊娠しました。子どもが生まれる前から申込みはできますか？

A8. いいえ。生まれてからの申込みとなります。入所希望月に保育年齢に達している場合に申込みができますので、生まれる前からの申込みはできません。久喜市の場合、園によって受入可能な保育年齢が異なっています。お子様の月齢を見ながら申込みのタイミングをお考えください。

Q9. 入所までの流れを教えてください。

- A9. 1. 入所申込み：入所希望月の前月10日まで
(4月入所の場合は毎年申込み時期等が異なりますので、広報や市ホームページで確認をお願いします。)
- 2. 入所の選考
 - 3. 入所が内定したら通知があります。
 - 4. 入所前の保育所等での打合せ(親子で保育士さんと顔合わせします)
 - 5. 入所(毎月1日以降)し、ならし保育から開始

注意：4月入所以外は、内定通知から入所までの期間が例年一週間程度となることが多いです。入所までの期間が短いので、必要な持ち物などは少しずつ準備を進めておいたほうが良いかもしれません。





Q10. 保育所選びはどうしたらいいですか？

A10. 「保育所等の紹介（2、3号認定）」に各保育所等の紹介があります。保育所ごとに様々な特色があるので、そちらを参考に確認のうえ、希望施設をお申込みください。また、保育所は毎日通うところです。自宅に近い保育所を選ぶ方もいれば、通勤の便を考えて選ぶ方もいます。どんなに良さそうに思える保育所でも家からも職場からも遠くては、後で大変になります。じっくり考えて希望を出す事が大切でしょう。久喜市では、希望する保育所等には必ず見学をしていただく必要があります。見学をする際は、保育所等に電話で直接お申込みください。

なお、久喜市役所保育幼稚園課には、保育コンシェルジュがおりますので、お気軽にご相談ください。

※ 「認定こども園等の紹介（1号認定）」では、1号の認定こども園等を紹介しておりますので、そちらもご確認ください。

Q11. 希望の保育所には入れるのでしょうか？

A11. 入所希望の保育所は第1希望から第15希望まで書くことができます。

（それ以上希望を出していただくことも可能ですが、通わせられる範囲内でお願いいたします。

入所の選考は、入所希望のあった保育所等のみで行いますので、入所希望以外の保育所等に入所することはできません。

Q12. 就労証明書は、会社を書いてもらうものなのですか？

A12. 「保護者記載欄」以外は、事業者が記入、証明してください。個人事業主の場合は、ご自身で記入のうえ、『直近1か月分の製品等の売上明細表』など、事業内容及び実績がわかる書類を添付してください。

Q13. どの保育所をいくつ希望するかで、入所の選考に影響はありますか？

A13. いくつ希望しても選考上の有利・不利には影響しません。保育所の利用調整は、保護者の希望順位が高い保育所から選考をしていきます。つまり、複数の保育所を希望した場合、第一希望で決定しなかったときに第二希望の選考、第二希望で決定しなかったときに第三希望の選考という順に選考していきます。なお、第一希望のみの場合は、第一希望で決定とならないと、その時点で入所保留となります。希望していたにも関わらず入所決定後にキャンセルをされると、他の入所保留者に迷惑が及びますので、通える範囲で申請してください。





Q14. 入所できなかった場合、どのようにすればよいでしょうか？

A14. 定員超過等により入所保留となった場合、当該年度内に限り、入所できるまで選考が自動的に継続されますが、希望月に入所できなかった場合に備え、以下のような準備・方法で対応されるご家庭が多いようです。

- ・育児休業を延長する等、引き続き保護者が家庭保育を行う。
- ・児童を近親者等に預けて就労を始める。
- ・児童を認可外保育所等に預けて就労を始める。
- ・一時保育を利用する。（※就労の場合、週3日限度。利用条件等ご確認ください。）
- ・職場の理解が得られ、状況的に可能であれば、職場に同伴する。
- ・通所可能な希望保育所を追加する。

Q15. 転園申込みは、在籍している保育所を退所しないとできませんか？また、転園が決まった後にキャンセルはできますか？

A15. 希望先の定員が空き、転園が決定するまでは、在籍している保育所に通うことができます。転園が決定すると、在籍中の保育所に、他児童を入所決定（補充）してしまうため、戻ることができません。転園申込みをされる場合は、よく検討してから申込みをしてください。なお、転園決定までにキャンセルする場合は、速やかに「取下書」を提出してください。提出がない場合、当該年度中は毎月選考の対象となり、転園が決定してしまう場合があります。

Q16. 保育所の申込みをしたら支給認定証交付通知書（2号・3号）が送られてきました。保育所の利用が決まったということですか？

A16. 支給認定証交付通知書（2号・3号）は、保育所の利用が決まったというわけではありません。保育が必要な方に交付される「保育が必要であるという証明」です。

Q17. 現在育児休業を取得していて、職場復帰を控えています。職場復帰のどのくらい前から、保育所に入所できますか？

A17. 育児休業明けの職場復帰日によって変わってきます。

- ・月の1日から15日の間に職場復帰する場合
⇒ 前月の1日からの入所申込み可能
- ・月の16日から31日の間に職場復帰する場合
⇒ 当月の1日からの入所申込み可能





Q18. 上の子が入所している保育所に0歳児クラスの空きがないので育休を延長するつもりです。会社に提出するため、「入所ができなかった旨の記載された通知」が欲しいのですが？

A18. 久喜市では、入所できなかった方へ「入所保留通知書」を通知します。入所保留通知書は「利用申請」の手続きがあって、その結果、お出しするものであるため、入所できる可能性が低くても、期限内にお申込みください。入所保留とならなければ、入所保留通知書は送付いたしません。なお、入所保留通知書をお渡しできるタイミングは入所選考終了後になります。

Q19. 3歳児未満の利用者負担金（保育料）はいくらなのでしょう？
公立保育所と私立保育所では金額が違うのですか？

A19. 3歳児未満の利用者負担金（保育料）は、所得によって異なります。保育料は児童の属する世帯の負担能力に応じて決定されることになっており、その世帯全体の市民税所得割課税額が基準となります。ひとり親家庭などへの減免措置もありますので、詳しくは市の保育幼稚園課または各行政センターこども未来係にお尋ね下さい。
詳しい保育料の表は「保育所等利用手続きのご案内」等に記載がありますので、ご確認ください。

Q20. 『公立の保育所』と『私立の保育所』は、どう違うのですか？

A20. 公立保育所・私立保育所は、どちらも認可保育園であり、保育内容も保育料も基本的には同じです。ただし、保育内容については、私立保育所は独自の保育方針が反映されますので、各園の見学を通して、ご確認くださいませようお願いします。

Q21. 『認可保育園』と『認可外保育園』は、どこが違うのですか？

A21. 『認可保育園』は“保育を必要とする児童”の保育を目的とした施設で、保育士数や児童一人当たりの保育面積等、児童福祉法の基準を満たす運営をしている施設として県から認可を受けております。

『認可外保育園』は、この認可保育園に該当しない児童保育施設のひとつで、保育士数、児童一人当たりの保育面積等の基準が認可保育所より緩和された施設です。また“保育の必要性がない児童”も任意で利用ができます。

Q22. 祖父や祖母と同居していますが、保育所の申込はできますか？

A22. 児童の父母が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、保育の必要性の認定を受けた場合、申込みできます。ただし、保育所入所調整の中で同居している祖父母等が65歳未満で、児童の保育ができると判断される場合は、優先順位が下がります。





Q23. 子どもの発達に心配があるけど、それでも保育所に預けられるのでしょうか？

A23. 久喜市の保育所等では身体に障がいのあるお子さんや発達に心配のあるお子さんも一緒に保育を受けていますが、基本的には保育所は集団保育となっておりますので、関係機関等（こども家庭保健課、障がい者福祉課、かかりつけ医等）への相談や、入所希望をする各施設へお問い合わせいただくことをお勧めします。

Q24. 妊娠しました。出産するまでは他の兄弟を保育園に預けられますか？

A24. 未就学児の児童であれば、母親の産前6週目の属する月から産後8週目の属する月末まで保育園利用の申し込みをすることができます。

ただし、産後8週目に属する月末を経過すると退所になります。（詳しくはQ43を参照）

入所後について

Q25. 「ならし保育」（入所直後の短時間保育）を行っていますか？

A25. 行っております。お子様の状況が優先されるため、入所内定後の施設での打合せ時に保護者と相談のうえ、期間や一日あたりの保育時間について決定します。園によっては、実施方法（期間や保育時間）が異なりますので、見学時に必ずご確認ください。

Q26. 「ならし保育」ってどのようなものですか？

A26. お子さんが保育所の生活になじめるようにする期間で1～4週間程度、お子さんの年齢などにより時間は個々に調整します。慣らし保育の期間中は、午前中保育を数日の後、少しずつ時間を延ばすなど、お子さんの状態を見ながら行う場合が多いようです。産休や育児休業からの復帰の場合は、慣らし保育の期間が終わってから勤務を再開する方もいらっしゃるようです。お子さんの慣れ具合はもちろん、園によって実施方法（期間や保育時間）が異なりますので、見学時（申込前）に園へ必ずご確認ください。なお、入所前に行くことはできません。

Q27. 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A27. 保育必要量の認定は、あくまで「最大で施設を利用することのできる時間」となります。したがって、実際の利用時間は保護者の就労時間及び通勤時間などを合わせた実状に応じた保育が必要とされる時間となりますので、必ずしも毎日11時間の利用ができるものではありません。





Q28. 利用開始後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

A28. 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用解除（退所）となります。ただし、求職活動をされる場合は、先に誓約書を提出し、原則として事由がなくなった日から90日以内に就労証明書をご提出いただくことで引き続き入所できます。

実際に就労していないことが判明した場合または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡をいただかなかった場合は、その時点で教育・保育給付認定の取消し、利用解除（退所）となります。

なお、求職活動となった場合は保育短時間認定となります。

Q29. 当初申請した事由から変更になる場合、手続きが必要ですか？

(例：仕事を辞めた、妊娠・出産をした、離婚したなど)

A29. 教育・保育給付認定の申請事由に変更が生じた場合は、その都度、変更申請が必要です。

指定の用紙に記入いただき必要書類を添付し保育幼稚園課または各行政センターこども未来係まで提出してください。また、支給認定証の記載事項に変更が生じた場合は、新たな支給認定証を交付しますので変更申請・届出が必要となります。届出提出後の変更になるので、お早めに手続きしてください。

Q30. 保育所で子どもの具合が悪くならどうなるの？

A30. 目安として37.5度以上の熱が出た場合や、お子様の体調が悪い場合、保護者に連絡が入ります。お子様も体調が悪いときは大変不安になります。そういった時は早めにお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

Q31. 子どもが風邪をひいたときは、保育所等に預けられないのですか？

A31. 保育所等は健康なお子様をお預かりする施設ですので、お子様が風邪をひいたなど病気の場合は家庭保育をしていただきます。病気で病状が軽度と判断され、入院を必要としない場合には、病児保育を利用することができます。事前に登録・申込みが必要となりますので、あらかじめ保育幼稚園課または各行政センターこども未来係までご相談下さい。

※久喜市HPより電子申請も可能です。

病児保育 ⇒ 土屋小児病院病児保育室（つりーはうす）

申込み・利用に関するお問合せ先 0480-22-8022



Q32. 3歳になり3号認定から2号認定に切り替わったら、翌月から利用者負担金（保育料）は変更になりますか？

A32. 年度途中において、年齢区分が上がることによる利用者負担金（保育料）の変更はございません。したがって3号認定から2号認定に切り替わることによる利用者負担金（保育料）の変更は、3歳になった翌年度の4月に行います。
（無償化）





Q33. 欠席した場合、利用者負担金（保育料）は日割計算されますか？

A33. 欠席については、原則として理由・日数に関わらず日割計算はされません。

Q34. 在園中に下の子を出産しますが、上の子は継続して保育所を利用できますか？

A34. 認定変更の申請書と母子健康手帳のコピー等ご提出していただき、産前6週産後8週間にご利用できます。その後、育児休業を取得するときは、一定の条件を満たす場合に限り、届出書を提出のうえ、引き続きご利用いただくことができます。詳細につきましては、あらかじめ保育幼稚園課または各行政センターこども未来係までご相談下さい。

Q35. 月途中で短時間認定から標準時間認定に切り替わる等、月途中で保育必要量や認定区分が変更した場合、利用者負担金（保育料）はいつから変わりますか？また、実際の利用の取扱いはどうなりますか？

A35. 利用者負担金（保育料）は月単位となるのが原則ですので、上記の例の場合、切り替わった翌月から、利用者負担金（保育料）が変更となります。また、実際の利用の取扱いについては、実際の認定区分により対応するため、上記の例ですと、短時間認定から標準時間認定に切り替わったことを届け出た日から、標準時間の利用となります。

Q36. 保育所等を利用する際に利用者負担金（保育料）以外にも費用はかかるのですか？

A36. 保育料には、絵本、教材費、文房具代、制服、体操着等実費に係る部分は含まれておりません。保育料以外の実費徴収に関する詳細事項につきましては、各保育所等にお問合せ下さい。

Q37. 利用者負担金（保育料）を支払えない場合は、どうすればいいですか？

A37. 保育料の支払いが困難な場合は、支払方法等の相談をお受けしますので、保育幼稚園課または各行政センターこども未来係までご相談下さい。

Q38. 保育所を退所するときは、届出は必要ですか？

A38. 保育の実施期間満了（卒園）の場合は、不要ですが、保育の実施期間中に途中で退所する場合は、「変更届出書」（退所届）の提出をし、退所を届け出ることが必要です。保育幼稚園課または各行政センターこども未来係まで必ず届け出て下さい。

Q39. 子どもに食物アレルギーがある場合、除去食などの対応をしてもらえますか？

A39. 保育所、認定こども園（2、3号）では、自園給食（園で調理し提供）を実施しています。食物アレルギー等の疾患があり、原因となる食物がある場合は、あらかじめ園にご相談ください。除去食等の対応については、医師の指示等が





確認できる書類を提出していただき、園とご相談ください。

Q40. 保育所等で投薬（与薬）を行っていますか？

A40. 保育所等では、健康な子ども達の集団の場であるという点から、原則、投薬は実施しないこととしています。

Q41. 延長保育を利用する基準はありますか？

A41. 延長保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。お子様にとって望ましい生活リズムの確保や保育所等運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。なお、ご利用の際は保育所等での手続きが必要となります。

Q42. 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、保育所の申込みはできますか？

A42. 保育所等の申込みはできます。ただし、入所されてから90日に当たる月の末日までに職に就いていただくこと等が条件となり、誓約書を提出することで申込み可能です。職に就かれた場合は、「就労証明書」等を保育幼稚園課または各行政センターこども未来係まで提出してください。

Q43. 第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？

A43. 下記の全ての要件を満たす場合に「保育の必要な事由」として認定します。
(継続要件)

1. 産前6週よりも前から保育所に入所していること。
2. 子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から必要と認められること。
3. 保護者の育児休業取得中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復帰が決まっていること。

※ 万が一、元の会社に戻らないことが判明した場合、または復職しない（していない）ことが判明した場合は、利用内定後は内定取り消し、利用開始後は利用の解除（退園）となります。

【継続期間】

出生した子どもが1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までとなります。

ただし、育児休業終了により出生した子どもの施設利用申込みをしたにもかかわらず、利用決定がなされずに育児休業を延長する場合は、出生した子の1歳6ヶ月に達する日の属する月の末日まで継続入所期間を延長することができます。

なお、継続して利用申込みをしている状態で、出生した子の1歳6ヶ月に達する月まで利用決定がなされない状態が続いている場合は、出生した子の2歳の誕生日の前日が属する月まで育児休業継続入所「再」延長が可能となります。





※育休中の転園は認めていません。

【保育時間】

育児休業取得中の保育時間は、保育短時間認定となります。

Q44. 母親の出産のため子どもが保育所に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか？

A44. 母親の出産を理由に保育所等に入所した場合、認定日から産後8週間が終了する日の属する月の末日までが保育の実施期間になりますので原則退所となります。しかし、特別な理由があり、その後も引き続き保育を希望する場合は、改めて保育の必要性の認定を受ける必要があります、再度選考となりますので必要書類(申込書類一式)を提出し認定を受けてください。認定が受けられなければ、引き続きの入所はできません。

Q45. 離婚等により母子(父子)家庭になりましたが、保育料は変わりますか？

A45. 例えば、母子家庭となった場合で同居者(元夫含む)がない場合は、母のみの税額で利用者負担金を算定することから、結果として保育料が変わることがあります。離婚等の事実を保育幼稚園課または各行政センターこども未来係までに届出いただき、届出日の翌月以降の保育料から再算定となります(届出日が月の1日の場合には同月から再算定)。ただし、同居者(元夫含む)がおり、母の収入が93万円以下の場合は、同居親族のうち最も収入額が高い方を「生計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担金が高くなるケースも見受けられます。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中を除き、不在者を含めて算定します。

(※ 夫婦関係調整調停中である場合は、調停中であることがわかる書類(裁判所発行書類)のコピーを提出していただく必要があります。)

Q46. 毎月の保育料以外に費用は必要ですか？

A46. 利用者負担金(保育料)には、実費負担額(絵本代など)・延長保育利用者負担金などは含まれておりません。これらの費用は直接保育所等にお支払いいただけます。各施設において異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。





Q47. 確定申告（修正申告等）で税額が変更になりました。利用者負担金（保育料）は変わりますか？

A47. 変更後の税額で保育料を再度算定しますので、課税状況によっては変更になる場合があります。その場合、当該年度内に保育幼稚園課または各行政センターこども未来係に届出が必要です。確定申告書（修正申告等）の控えを提出してください。

Q48. 久喜市以外の保育所等に入所できますか？

A48. 久喜市以外の保育所等への入所も可能です。ただし、希望する保育所等の所在地が勤務地であることや里帰り出産であることといった正当な理由がある場合のみとなります。

申込方法は、希望保育園所在市区町村へ申し込み締切日、必要書類の提出等を事前に確認のうえ、市内の保育所等申込みと同様に保育幼稚園課または各行政センターこども未来係まで必要書類を提出してください。該当市区町村と久喜市で入所の協議を行います。

Q49. 保育所ではどんな持ち物が必要なのでしょうか？

A49. 保育所によって多少の違いはあるものの、基本的には同じです。乳児の場合は、着替え、オムツ、パジャマ、お昼寝用のバスタオルなど。幼児の場合は、着替え、パジャマ、お昼寝用バスタオル、手ふきタオル、上履き、歯ブラシ、主食弁当とお箸などです。全ての持ち物に名前を書く必要があります。入所内定後、詳しくは各施設から説明後、ご準備いただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q50. 土日や祝日も保育所はやっていますか？夏休みや冬休みはあるのですか？

A50. どの保育所等も土曜日は開所しています（開所時間は各施設により異なります）。日曜日、祝日は原則お休みとなります。保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育施設では夏季休暇やお盆休みはありませんが、年末年始は通常 12月29日から1月3日まではお休みです。なお、日曜日・祝日に就労等の事由により家庭での保育ができない場合、「休日保育」を利用することが可能です。詳しくは、「その他の保育サービス」をご確認ください。

Q51. 保育所はどのような服装でいったらよいのでしょうか？

A51. 各施設により異なります。制服や体操着の指定がある施設や普段着が基本の施設もあります。詳しくは各施設にご確認ください。





Q52. みなさん送り迎えはどうしているのでしょうか？

A52. 地域性があると思われますが、自転車や自動車が多いかと思います。保育所は住宅街の中に位置することも多く、地域住民の方々のご理解・ご協力のもとに成り立っています。しっかりマナーを守って、送迎をしていただきますようお願いいたします。

Q53. 保育園に入所した後も提出する書類はありますか？

A53. 保育の必要性を確認するため、市より定期的に現況届の提出をお願いしております。決められた期限までに必ず提出をしてください。
また、保育所によっては施設ごとに利用時間の確認のため就労証明書などの提出を求められる場合があります。詳しくは各施設へご確認ください。





編集・発行

久喜市 こども未来部 保育幼稚園課

TEL : 0480-22-1111

発行日 令和6年4月